

第 6700 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月 11日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ♠ 相続財産を国等に寄附した場合

**Q** : 相続財産を国などに寄附をした場合、その寄附をした財産は相続税の対象にならないとか。どのようになっているのですか？

**A** : 次のようになっています。

### 【解説】

相続や遺贈によって取得した財産を国等に寄附した場合、その寄附をした財産や支出した金銭は相続税の対象としない特例があります。

この特例を受けるには、次の要件すべてに当てはまる必要があります。

- ① 寄附した財産は、相続や遺贈によって取得した財産であること

相続や遺贈で取得したとみなされる生命保険金や退職手当金も含まれます。

- ② 相続財産を相続税の申告書の提出期限までに寄附をすること

- ③ 寄附した先が国、地方公共団体、教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる公益を目的とする事業を行う特定の法人(特定の公益法人)又は認定非営利活動法人(認定NPO法人)であること

(注1) 特定の公益法人の範囲は限定されており、寄附の時点で既に設立されているものでなければなりません。

(注2) 認定NPO法人に対する寄附は、その法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものでなければなりません。

ただし、寄附をした人や寄附をした人の親族などの相続税等の負担が不当に減少する場合等はこの特例は適用できません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】



**国宝級美術品**  
を  
どっさり 相続しました  
個人では保管しきれないので  
美術館へ寄附することにしました

「すばらしい判断かと思えます」  
「この場合は、寄附した財産に対しては、相続税の対象とはなりません」  
「特例があります」

「但し、特例を受けようにはいくつかの要件を満たす必要があります。ご注意ください」